

平成 27 年度後期分の居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

1 趣旨

居宅介護支援事業所は、毎年度、2 回、判定期間で作成された居宅サービス計画を対象として、減算の要件に該当した場合は減算適用期間の居宅介護支援は減算されることとなっています。

この度の平成 27 年度介護報酬改正などにより、居宅サービス計画の対象となるサービスが従前の 3 つのサービスから、17 のサービスに対象が増えるとともに、減算となる場合の紹介率最高法人への居宅サービス計画数の占める割合も引き下げられたことなどにより、平成 27 年度後期分の取り扱いについては次のとおりとなります。

2 平成 27 年度後期分の判定期間等

判定期間	減算適用期間	作成・提出期限
平成 27 年 9 月 1 日～ 平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 3 月 15 日

3 作成する書類

- ① 特定事業所集中減算に係る届出書（様式作成中）
- ② 特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書（別紙 1）

4 正当な理由の範囲（広島県における取扱い）

次に掲げる場合にのみ正当な理由として判断します。

- (1) 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、各サービスごとの事業所が 5 事業所未満である場合
- (2) 当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている場合
- (3) 当該居宅介護支援事業所の判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画数が 20 件以下である場合
- (4) 当該居宅介護支援事業所の判定期間の 1 月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が 10 件以下である場合
- (5) サービスの提供にあたって指示を受けた主治医との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合に該当する件数
- (6) 次の①から③までの、適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中している場合。
 - ① 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者によるサービスの選択に資するように、居住地域等における複数のサービス事業者についてのサービス内容等を適正に情報提供していること。
 - ② 提供を受けた事業者の情報の中から、利用者が主体的かつ具体的なサービス提供事業所に関する希望があり、それを勘案した結果であること。
 - ③ ①と②の内容について、計画の作成時や変更時等にアセスメントや支援経過等の記録として適切に記載していること。

※ ただし、(6)の「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合には、上記(6)の3点を満たしているか内容の確認をずるため、該当する利用者(計画)について、**別紙「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」を作成**してください。(この書類は集中減算の判定時又は実地指導などの際にも適宜確認します。)

例えば、特定のサービス事業者に偏った情報提供を行っている場合や利用者が選択する前に同一法人のサービスを組み込んだ居宅サービス計画の原案を最初から提示しているような場合には、正当な理由にはなりません。

5 その他

平成 27 年度後期分についての届出を行う際の提出書類等については例年どおり、2 月ごろに各事業所宛で通知する予定です。(詳細が決まりましたら追って連絡します。)

(参考) 制度改正の主な内容

区 分	現 行	平成 27 年 9 月 1 日から適用
居宅サービス計画の対象	・ 訪問介護，通所介護，福祉用具貸与	・ 訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所介護，通所リハビリテーション， <u>短期入所生活介護</u> ， <u>短期入所療養介護</u> ， <u>※特定施設入居者生活介護</u> ，福祉用具貸与， <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> ， <u>夜間対応型訪問介護</u> ， <u>認知症対応型通所介護</u> ， <u>※小規模多機能型居宅介護</u> ， <u>※認知症対応型共同生活介護</u> ， <u>※地域密着型特定施設入居者生活介護</u> ， <u>※看護小規模多機能型居宅介護</u>
減算となる場合の紹介率最高法人の計画数比率	・ 紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数の占める割合が <u>90%超</u>	・ 紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数の占める割合が <u>80%超</u>

※については、対象となるサービスは利用期間を定めて行うものに限りません。

特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書

平成 年 月 日

届出者(居宅介護支援事業者) 所在地 _____
事業所名 _____

1. 利用者に説明した事業所(サービス名 _____)

法人名	事業所名	備考

2. 上記事業所を利用者に説明した理由(利用者の状況やニーズを具体的に書いてください)

3. 利用者が希望した事業所
(事業所名) _____

4. 利用者の当該事業所のサービス利用開始年月
平成 年 月

5. 利用者が特定の事業所等でのサービスを希望した理由(具体的に書いてください)(利用者(又は家族)の選択理由)

6. 説明日及び説明者職氏名
平成 年 月 日 職 _____ 氏名 _____

7. 利用者記載欄

私はサービスの提供を受けるに当たり、上記の事業者情報に関して説明を受け比較検討した結果、「3」の特定の事業所によるサービスを希望します。なお、居宅介護支援事業者が記載した上記内容については事実と相違ありません。

平成 年 月 日 利用者 氏名 _____ 印又は署名 _____
(又は家族 氏名 _____ 印又は署名 _____)

特定事業所集中減算に関するQ & A

平成27年8月1日現在

① 「特定事業所集中減算に係る届出書」について、**80%**を超えていても、正当な理由に該当すれば提出する必要はないのか。

答

正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで**80%**を超えていれば、届出書の提出が必要です。

② 居宅サービス計画数の計算の中に、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。

答

特定事業所集中減算の居宅サービス計画数には、介護予防支援計画の数は含みません。

③ 居宅サービス計画数とは、給付管理を行った数なのか。結果的にサービスを実施せず、居宅介護支援費が発生していない計画数も含めるのか。

答

サービスを実施しなかった場合には、そのサービスに係るものは居宅サービス計画数から除きます。

なお、2種類のサービスを計画し、1種類しかサービスを実施しなかった場合には、実施していないサービスについては居宅サービス計画数から除きます。

④ 利用者が2ヶ所の訪問介護事業所からサービスを受けている場合は、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は2となるのか。

答

複数の訪問介護事業所からサービスを受けている場合でも、訪問介護が位置付けられたケアプラン数としては、利用者1人につき1件となります。

⑤ 同一法人の運営する2つの事業所に紹介した場合は、2件とカウントするのか。

答

同一の利用者（同一の居宅サービス計画）の中で、同じ法人の運営する2つの事業所に紹介した場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は、1件となります。

⑥ 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

答

同一法人格を有する法人単位で判断してください。

⑦紹介率最高法人の割合を計算したところ、79.98…%だった場合は減算に該当するののか。

答

小数点以下を四捨五入すると**80%**となりますが、この場合は端数処理を行わず、小数点第2位以下を切り捨てて、79.9%と記入してください。減算には該当しません。なお、ちょうど80%であった場合についても、減算には該当しません。

⑧同様に、80.02…%だった場合は減算に該当するののか。

答

この場合は**80%**を超えていることとなりますので、減算に該当します。

⑨紹介率最高法人が、月によって違う場合はどうすればよいか。

答

紹介率最高法人の判断は、判定期間の6ヶ月間の全体で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等のそれぞれのサービス毎に判断します。

従って、届出書には、判定期間全体で判断した紹介率最高法人について記載しますので、その法人が毎月紹介率が最高であるとは限りません。

⑩月途中で居宅介護支援事業所を変更した場合の取扱いは。

答

変更前、変更後のそれぞれの居宅介護支援事業所のケアプランに基づいてサービスが実施されていれば、それぞれについて件数をカウントします。

⑪適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案しているとは。

答

居宅介護支援の基本方針、運営基準の「基本取扱い方針、具体的取扱い方針」に沿った取扱いの中で行われたものであることです。

公正中立を損なうような、特定の事業所を強要したもの、また、誘導したものではないことが必要です。

⑫利用者の希望を勘案している場合には、「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」は必ず作成しないとイケないのか。

答

次の2点ともに当てはまる事業所については、必ず作成しておく必要があります。

① いずれかのサービスで**80%**を超える可能性がある。

② 正当な理由として「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことだけが該当している。

80%を超えていても、当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件未満である場合など、その他の正当な理由にも該当して

いる場合には作成の必要はありません。

⑬ 今後、「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」はいつ作成するのか。

答

⑫の答で示している2点ともに該当している（可能性がある）場合は、利用者が事業所を選択する際に確認書を作成してください。

⑭ 「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」に記載する説明内容や希望の内容はいつの時点のものを記載するのか。

答

居宅サービス計画を新規に作成する場合や変更する場合のほか、サービスの種別や事業所を変更する場合にも説明や希望の聴取を行う必要があることから、これらを行った直近の情報を記載してください。

⑮ 減算しなければならないことになった場合、通知など連絡はあるのか。

答

正当な理由なく訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与等の17のいずれかのサービスで80%を超えていた場合には減算の適用となります。この場合には改めて通知などはしません。

また適用期間における減算については、次の①～③のケースに該当する場合は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表（居宅サービス用）」を提出するよう指導してください。

- ①平成27年4月から減算となっていたが、10月から減算とならない場合
- ②平成27年4月から減算となっていなかったが、10月から減算となる場合
- ③新規の事業所で、平成27年10月1日から新たに減算となる事業所（例：平成27年6月1日に新規指定された事業所でかつ減算となる事業所）

⑯ 居宅サービス計画作成期間が6月に満たない事業所も、特定事業所集中減算の算定対象となるのか。

答

6月に満たない事業所についても、算定対象となります。